



男女共同参画の視点

会議・講演会などに利用できます 男女共同参画センター

男女共同参画センターは、性別にかかわらず皆さんが活躍できる社会づくりを目指すための活動拠点として、会議やイベントなどで利用できる施設です。利用には事前の登録が必要です。

場所＝ボンベルタ成田アネックス館B棟2階(赤坂2-1-14)

開館時間＝午前9時～午後9時(午後6時以降に利用がない場合は午後7時まで)

休館日＝12月29日～1月3日

設備＝マイク、スクリーン、プロジェクター、ホワイトボードなど

利用料(1時間当たり)

部屋の名称と定員	午前9時～午後5時	午後5時～9時
会議室(50人)	220円	270円
活動室(20人)	110円	130円
多目的室(6人)	50円	60円

※冷暖房を利用する期間(6月1日～9月30日、11月1日～3月31日)は、40パーセントの割増料金がかかります

テーブルと椅子が設置されているミーティング室は、無料・予約不要でどなたでも利用できますので、読書や自習などで活用してください。

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。



消費生活相談Q&A

暮らしのレスキューサービスで トラブルにならないために

Q 急なトイレの詰まりや鍵の紛失などの問題が発生した時、慌ててウェブサイトやチラシに「見積もり無料・24時間対応」などの記載がある事業者修理を依頼したところ、記載とは異なる高額な修理代や出張料金・調査費などの追加料金を請求されたという話を聞きました。このような高額請求のトラブルに遭わないためにはどのようなことに気を付ければよいでしょうか。

A 日々の暮らしの中で起こる不具合を解決してくれる「暮らしのレスキューサービス」に関して、見込んでいた予算を上回る高額請求を受けたというトラブルが後を絶ちません。

いざという時に後悔することがないように、日頃から次のことを心掛けておきましょう。

事前準備

- ウェブサイトやチラシに記載された安い価格だけで判断しない。また、現場の状況に応じて代金変動することを認識し、現場確認後に作業を断った場合の費用も確認しておく
- 住んでいる地域の工務店や自治体の管工事組合など、信頼できる事業者を調べておく
- 問題が発生した時を想定し「施工業者や管理会社に緊急時の対応方法を相談する」「非常用の簡易トイレを備える」「止水栓の位置と閉め方を教わる」など、初期対応について確認しておく

事業者による現場確認

- 契約を急がされる、修理箇所以外にも追加の作業を提案されるなど、不審に感じる点がある場合は作業を断る

作業後

- ウェブサイトやチラシに記載されていた料金よりも請求額が高額な場合など、請求額や作業内容に納得ができない時はその場では支払わず、消費生活センターなどに相談する

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



11月は国保月間

あなたはどの医療保険に入っていますか

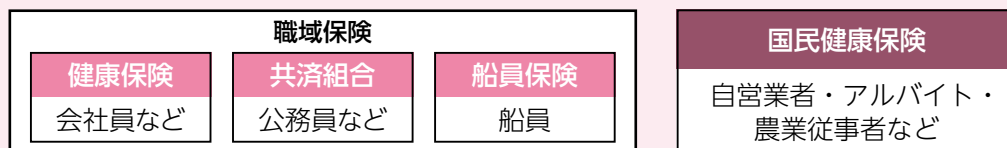
日本の医療制度は、病気やけがをした時に安心して医療が受けられるように、全ての人がいずれかの医療保険に加入することになっています(国民皆保険)。

就職や退職などで職域保険(下図参照)に加入・脱退する時は、14日以内に保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所へ届け出をしてください。

加入する医療保険の例

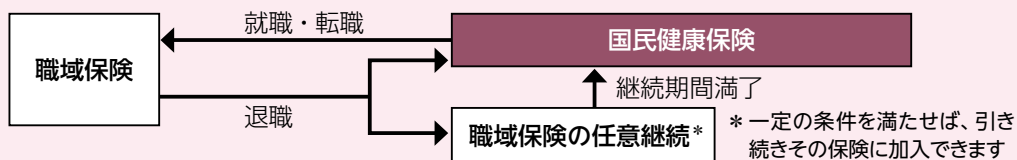
生まれてから
就職までの間は

両親など、扶養者が加入している保険で医療を受けることになります。



就職したら

就職先の会社の職域保険などで医療を受けることになります。会社を退職した場合は、ほかの保険に加入できる場合を除き、国民健康保険への加入手続きが必要です。



75歳に
なったら

後期高齢者医療制度の適用

75歳から後期高齢者医療制度で医療を受けることになります(届け出は必要ありません)。また、一定の障がいがある65歳以上75歳未満の人も、加入を希望し、後期高齢者医療広域連合から認定を受けた場合は後期高齢者医療制度の適用を受けることができます。

マイナンバーカードが健康保険証に

一部の医療機関・薬局などで、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。利用するためには申し込みが必要です。申し込み方法などの詳細については、マイナポータル特設ページ(https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)で確認してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

国民年金の保険料控除証明書

年末調整や 確定申告が必要です

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付または提示することが義務付けられています。

生命保険会社などから送付される控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書(はがき)が、日本年金機構から11月上旬に送付されます。年末調整

や確定申告の手続きでは、必ずこの証明書または領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

日本年金機構では、控除証明書に関する問い合わせ先として「ねんきん加入者ダイヤル」を開設しています。

期日＝月～金曜日、第2土曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く)

時間＝午前8時30分～午後7時(第2土曜日は午前9時30分～午後4時)

電話番号＝0570-003-004(IP電話などは03-6630-2525)

※くわしくは、ねんきん加入者ダイヤルへ。